

第三十一号議案

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。
別表一中「三三八、〇〇〇」を「三四七、〇〇〇」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

非常勤職員の報酬の限度額を改定する必要がある。